

消費税制度が中小企業の正規雇用にも不利に働く構造

日本の消費税制度には、中小企業の経営と雇用形態に大きな影響を与える構造的な特徴があります。本文書では、消費税が「赤字でも納税が必要」となる仕組みや、正規雇用よりも派遣社員の活用が税制上有利になってしまう現実について、分かりやすく解説します。

消費税は利益ではなく取引額に基づいて課される税金であるため、企業の損益状況とは無関係に納税義務が生じます。特に人件費が重い中小企業にとって、この制度は深刻な経営課題となっています。また、正社員への給与と派遣・外注費では消費税の扱いが異なるため、企業が非正規雇用を選択する税制上のインセンティブが生まれているのです。

本文書は、中小企業の経営者、人事・財務担当者、地方自治体職員、そして経済政策に関心のある市民の皆様に向けて、消費税制度の基本から具体的な影響、そして政策的な議論までを包括的にまとめたものです。

松原 充久

消費税の基本仕組み

課税対象と仕入税額控除の原理

消費税は、日本国内における商品販売やサービス提供に広く課される間接税で、最終的な負担者は消費者です。事業者は商品やサービスの価格に消費税を上乗せして販売し、消費者から預かった消費税を税務署に納めます。2025年時点で標準税率は10%、軽減税率は飲食料品等に8%に設定されています。

この税は利益ではなく取引額に基づいて課され、「**売上に含まれる消費税 − 仕入れで支払った消費税 = 納付する消費税**」という計算構造になっています。事業者は自社が仕入れや経費で支払った消費税額（仕入税額）を、自社の売上ににかかる預かった消費税額から控除できる「仕入税額控除」の仕組みを持っています。

01

商品・サービスの販売

事業者が消費税を上乗せして販売し、消費者から預かる

02

仕入税額の計算

事業者が仕入れや経費で支払った消費税額を集計

03

控除額の算出

預かった消費税から支払った消費税を差し引く

04

納税

差額を税務署に申告・納付する

これによって重複課税が避けられ、最終消費者の負担が一律になる設計です。消費税の納税義務がある事業者（課税事業者）は、原則として課税売上から課税仕入を差し引いた残額について税率分の消費税を計算し、申告・納税します。簡易課税など特殊な計算方法もありますが、本稿では基本的な原則課税方式を中心に説明します。

課税対象と非課税取引の整理

課税対象となる取引

消費税法上、課税対象となるのは「国内で事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡・貸付けや役務の提供」です。この要件に該当しない取引や、法律で特に消費税を課しないと定められたものは課税されません。

一般的な商品の販売、サービスの提供、物品の貸付けなど、事業として行われる大部分の取引が課税対象となります。これらの取引で支払われる消費税は、事業者にとって仕入税額控除の対象となります。

非課税・不課税取引

社会政策的な配慮や、課税になじまない取引については非課税または不課税とされています。これらの取引に要した仕入にかかった消費税は、原則として控除できません。

そのため、非課税売上が多い事業者（例：医療・介護・教育機関など）は、仕入段階の消費税を自社で負担するケースが生じます。この点が消費税制度上の重要な留意点となっています。

主な非課税・不課税取引の例

土地取引

土地の譲渡・貸付（※1か月未満の短期貸付や駐車場等は課税対象）

金融取引

有価証券の譲渡、預貯金の利子、保険料など

医療・福祉

社会保険医療（健康保険適用の診療）、介護保険サービス、社会福祉事業等

教育・住宅

学校教育にかかる授業料や入学金、住宅の貸付け（居住用家賃）

給与・賞与

雇用契約に基づく労働の対価（事業取引の対価ではないため不課税取引）

赤字でも消費税を納めなければならない理由

中小企業や個人事業主にとって、「決算上は赤字（損失）なのに消費税の納税額が大きい」という状況がしばしば起こります。これは前述の通り、**消費税が利益ではなく課税取引高に基づいて計算される税金だから**です。

法人税や所得税ならば赤字（課税所得がマイナス）であれば納税は生じませんが、消費税はたとえ利益が出ていなくても課税売上があれば原則として納税義務が生じます。特に人件費や諸経費が嵩んで赤字になっている場合でも、売上に含まれる消費税額から仕入控除できる消費税額を差し引いた残額を納めねばならないためです。

具体的な計算例

❏ 小規模企業の決算例

- 売上：2,160万円
- 経費合計：2,204万円
- 内訳：課税仕入1,080万円、役員報酬500万円、従業員給与300万円、家賃324万円
- 損益：▲44万円（赤字）

1	2	3
預かった消費税	控除対象の消費税	納付額
売上2,160万円のうち消費税相当額 約160万円	課税仕入80万円+家賃24万円 計104万円	160万円－104万円 56万円

このように**決算上は赤字でも消費税は56万円も払わなくてはなりません**。赤字の主因は役員報酬や給与といった人件費でしたが、これら支出には消費税がかからず仕入税額控除の対象にもなりません。

「給与には消費税はかからない」ため、人件費でいくら損失が出ても消費税計算上は考慮されず、売上に対応する消費税の一部を納める必要が生じてしまうのです。要するに**人件費等で赤字になっても、それら支出では消費税が減免されないため、赤字でも消費税の納税義務が発生する**という仕組みです。

中小企業では人件費や地代家賃の負担が重く利益が出にくい場合に、この「赤字でも消費税納税」のケースに陥りやすいと言えます。特に従業員を多く抱える労働集約型の事業では、この構造的な問題がより深刻になります。

正規雇用より派遣社員が有利になる仕組み

消費税の制度設計上、**自社で雇用した正社員に支払う給与と、外部の人材派遣会社・業務委託先に支払う費用とで、消費税の扱いに大きな差異**があります。前述のとおり給与・賞与など雇用契約に基づく支払いには消費税が課されず仕入税額控除もできませんが、派遣会社への支払い費用や外注費（請負契約に基づく報酬）には通常10%の消費税が課され、支払い側の企業はその消費税分を仕入税額控除できます。

この違いにより、同じ「人件費」でも社内正社員に払う場合と外注する場合とで実質的な消費税負担額が変わってきます。企業にとっては、同じ労働力を確保するのであれば、消費税の観点からは外部人材を活用した方が有利という状況が生まれているのです。

正社員への給与支払い

- 消費税の**非課税（不課税）**取引扱い
- 支払っても仕入税額控除**できない**
- 人件費増加分の10%が納税額に上乗せ
- 企業の消費税負担が**増加**

派遣社員・外注費の支払い

- 消費税の**課税仕入れ**扱い
- 支払った消費税分を仕入税額控除**できる**
- 人件費相当額の10%を控除可能
- 企業の消費税負担が**軽減**

この仕組みにより、人件費にかかる消費税コストを考えると**自社雇用よりも外注化・派遣化した方が有利**になり得ます。実際、企業の立場では正社員の給与を増やすとその**増額分の10%だけ消費税の納付額が増えてしまう**ため、税率が高いほど賃上げや正規雇用増員に慎重になるインセンティブが働きます。

特に消費税率が10%になった現在では、「それなら代わりに派遣社員や業務委託に置き換えて支出すれば、法人税の節税にもなり消費税も増えない」という判断を企業が取りやすくなります。このような現行消費税の存在は、正社員より非正規社員を増やす要因の一つになっていると指摘されています。

消費税計算の違いを図で理解する

正社員給与vs外注費：実質負担の比較

同額の人件費300万円を支出するケースについて、「正社員に給与として支払う場合」と「外注費（派遣社員の派遣料等）として支払う場合」の消費税計算を比較してみましょう。この比較により、現行制度がいかに外部人材活用を有利にしているかが明確になります。

ケース1：正社員給与

- ❑ 人件費300万円には消費税がかからない

仕入税額控除の対象にならないため、売上に対する消費税から原材料など他の仕入に含まれる消費税を差し引いただけでは控除不足となります。

結果：約40万円の消費税を納税

ケース2：外注費支払い

- ❑ 支払い300万円に対し30万円の消費税が課される

支払い側企業はその30万円を仕入税額控除できるため、売上に対する消費税から控除できる額が増えます。

結果：約10万円の消費税納税で済む

30万円

消費税負担の差額

同じ人件費でも雇用形態により企業の納税額に大きな差が生じる

10%

追加コスト率

正社員給与の場合、実質的にこの割合だけコストが増加

このように、外部人材の活用（外注化）によって消費税負担を軽減できるのが現行制度の特徴です。一般に正社員給与部分については消費税控除ができない分だけ「その人件費の10%相当額が納付税額に上乗せされる」イメージになります。

企業経営者にとって、この30万円の差は決して小さくありません。年間で複数の従業員を雇用している場合、この差額は数百万円規模にもなり得ます。したがって、純粋に経済合理性の観点からは、正規雇用よりも派遣・外注を選択するインセンティブが働くのです。

消費税制度をめぐる政策的議論

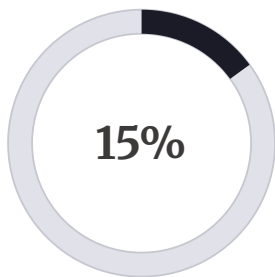
制度設計上の課題と改善の方向性

消費税を巡っては、制度設計上の課題や政策的な議論も数多く存在します。これらの課題は、単なる技術的な問題ではなく、日本経済全体や国民生活に大きな影響を与える重要なテーマです。

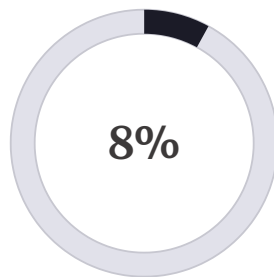
逆進性の問題

まず挙げられるのが**逆進性の問題**です。消費税は一律の税率で広く消費に課税されるため、所得の低い人ほど収入に占める消費支出の割合が高く、結果的に税負担率が高くなる傾向があります。実際、日本では消費税率引き上げの度に低所得層への負担増が懸念され、2019年の10%への増税時には生活必需品等を8%に据え置く軽減税率制度が導入されました。

軽減税率は一定の緩和効果を持つものの、高所得者も恩恵を受けるため逆進性対策としては不十分との指摘もあります。このため、給付付き税額控除（低所得者に現金給付して実質的に消費税負担を補填する案）など、より効率的に逆進性を緩和する政策も議論されています。



低所得層の消費税負担率（収入比）



高所得層の消費税負担率（収入比）



所得階層間の負担率格差

雇用・投資への影響

次に、**企業の雇用・投資行動への影響**です。先述したように、消費税は企業にとって正社員への人件費支出に事実上10%のコスト上乗せ効果をもたらし、賃金引上げや正規雇用拡大のインセンティブを削ぐ側面があります。一部の専門家は、これは日本型消費税制の設計上の誤りであり、欧州型の付加価値税には本来ない欠陥だと指摘しています。

同様に、設備投資に伴う減価償却費についても正社員人件費と同様にその10%分だけ消費税負担が増える仕組みになっており、投資を抑制する効果があるとの指摘もあります。これらの問題に対しては、消費税法を改正して人件費部分の課税上の扱いを見直すことで是正が可能であるとの意見もあります。

例えば、人件費相当額について何らかの控除措置を導入すれば、正社員雇用と外注との税負担差を解消できるかもしれません。ただし、消費税は基本的に「付加価値（付加された利益と人件費）に課税する」という発想で設計されているため、制度変更には慎重な検討が必要でしょう。

中小事業者への影響

さらに、**中小事業者への影響**も実務上の大きな論点です。年間売上高1,000万円以下の事業者はこれまで消費税の納税義務が免除される「免税事業者」とされてきました。しかし、2023年10月から導入されたインボイス制度の下では、免税事業者であっても適格請求書発行事業者として登録すれば消費税の申告・納付義務が生じます。

取引先からインボイス発行を求められてやむを得ず課税事業者になる小規模事業者も多く、免税のメリットを失う代わりに消費税負担が新たに発生するケースが増えています。このように**零細企業にも消費税を負担させる一方で、輸出大企業には巨額の消費税還付金が支払われている**現状を不公平だとする批判的な意見もあります。

1	2	3
インボイス制度の影響 小規模事業者が課税事業者への転換を迫られ、新たな事務負担と税負担が発生	還付金の偏在 輸出企業には多額の還付金が支払われる一方、赤字の零細企業は納税義務を負う	負担の不均衡 事業規模や業種による税負担の格差が拡大し、公平性への疑問が提起される

輸出取引は消費税が課税されない代わりに仕入税額の還付を受けられるため、輸出比率の高い大企業ほど還付額が大きくなります。例えば「赤字の零細企業からは容赦なく税を徴収するのに、空前の利益を上げている輸出大企業には多額の還付金が支払われるのは不公平ではないか」といった指摘です。消費税の税収は社会保障財源にも充てられているため一概に「大企業優遇」と断じることはできませんが、負担のあり方として議論になる点ではあります。

まとめ：消費税制度の 構造的課題

ここまで見てきたように、日本の消費税制度には中小企業の経営と雇用形態に大きな影響を与える構造的な特徴が存在します。以下に、本文書の主要なポイントをまとめます。



重要ポイントの整理



利益と無関係な課税

消費税は利益ではなく取引額に基づく税であり、事業が赤字でも課税売上があれば納税義務が生じます。利益計算と消費税計算は無関係なため、人件費などで赤字になっても売上に対する消費税は納める必要があります。



人件費の不利な扱い

給与や役員報酬など雇用による人件費には消費税がかからず控除不可のため、人件費が大きい企業ほど消費税の負担割合が相対的に高くなります。赤字でも消費税を納める事例の背景には、人件費や非課税支出によって控除できる消費税が不足することがあります。



外注化の優遇

派遣や業務委託費は消費税課税の仕入取引となるため、支払った消費税を差し引けます。同じ支出額でも正社員給与より外注費の方が消費税負担を軽減できるため、企業にとって派遣社員の活用が消費税上有利な構造になっています。

逆進性の課題

1

消費税の逆進性も重要な論点です。一律税率ゆえ低所得者ほど可処分所得に占める負担が重く、軽減税率の導入や給付付き税額控除の検討など逆進性緩和策が議論されています。

2

雇用への影響

正規雇用を増やしにくい構造や中小企業への負担についても課題視されています。消費税率の上昇は企業に賃上げや人件費増を躊躇させる要因となり、派遣・非正規の増加要因と指摘されます。

制度改革の必要性

3

インボイス制度施行により小規模事業者にも消費税負担が波及しつつあり、税負担の公平性を巡る議論が続いています。人件費への課税上の扱いを見直すなど、制度改革の必要性が指摘されています。

これらの課題は、日本経済の持続的成長と国民生活の安定にとって重要な問題です。消費税制度の改革は容易ではありませんが、中小企業の経営環境改善と正規雇用の促進のためには、制度の見直しを含めた幅広い議論が必要とされています。

参考文献・情報源

本文書の作成にあたり、以下の資料を参考にいたしました。消費税制度についてさらに詳しく知りたい方は、これらの情報源をご参照ください。

国税庁資料

消費税法の概要、課税対象取引の定義、申告・納税手続きに関する公式ガイドライン

税理士による解説

実務的な消費税計算方法、赤字でも納税が必要となるケースの具体例、中小企業向けアドバイス

政策研究レポート

消費税制度の雇用への影響分析、逆進性対策の提言、制度改革に関する学術的研究

主な参照元

- 消費税法の概要（国税庁） shinjuku-kanzeikai.jp
- 税理士による解説記事 zeirishi-noda.com, takeuchi-kaikei.com
- 政策提言・研究レポート sakurauchi.jp, enegaeru.com
- 中小企業向け税務情報 koyano-cpa.gr.jp, wjsm.co.jp

本文書が、消費税制度の理解と、中小企業経営や雇用政策に関する議論の一助となれば幸いです。制度の詳細や最新情報については、税理士など専門家へのご相談をお勧めいたします。